

関西労災職業病 5月号

(通巻第61号)

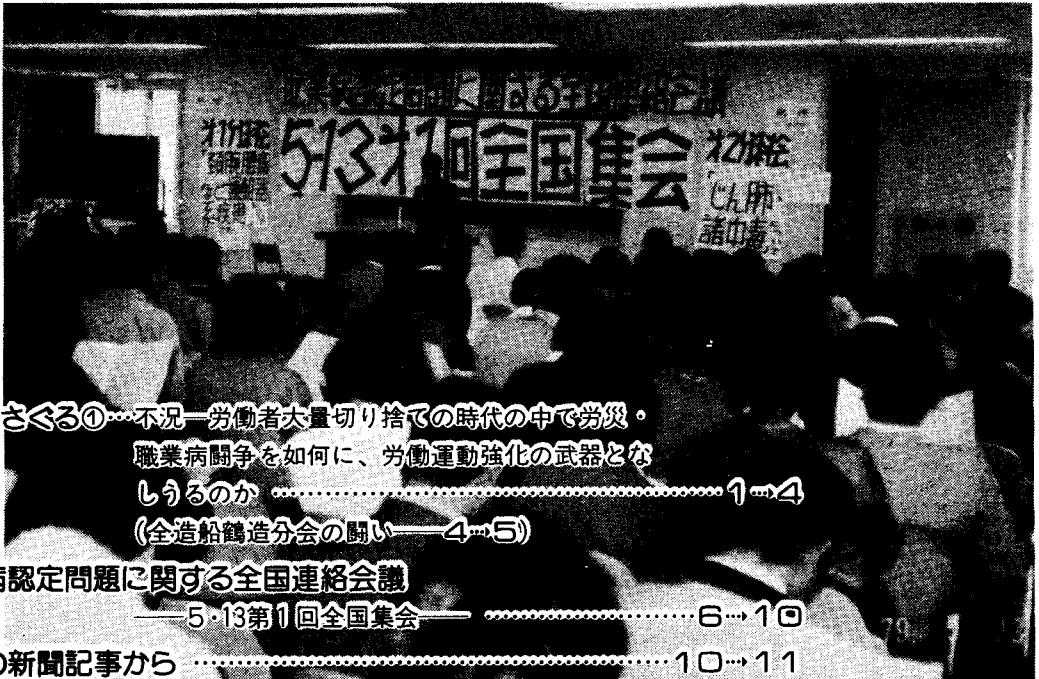
関西労働者安全センター 1979.5.20発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- 展望をさぐる①…不況—労働者大量切り捨ての時代の中で労災・
職業病闘争を如何に、労働運動強化の武器とな
しうるのか ……………1→4
(全造船鶴造分会の闘い—4→5)
- 職業病認定問題に関する全国連絡会議
——5・13第1回全国集会—— ……………6→10
- 4月の新聞記事から ……………10→11
- 945号通達粉碎の闘いへの御支援ありがとうございました ……12
——大阪府被災労働者同盟——
- 前線から(ニュース) ……………13→19
- 健診部だより ……………19
- 5/12 全国被災労働者集会 ……………20→21
- 闘いの中から ——兵庫県社会福祉労働組合—— ……22→23
- 会計報告 ……………23

展望をいづる

不況―労働者大量切り捨て時代
の中で、労災職業病斗争を如何
に、労働運動強化の武器となし
うるのか！

〔I〕

労災職業病斗争の拡大と労働運動のきびしさの中で、労働斗争が労働運動においてどのような役割を担うものであるかについての議論がこの間高まってきている。関西においても七三年関西労働者安全センター発足の時のスローガンである「人殺し合理化と闘う労働斗争を！災害源除去の闘いを！」は、それまでの労働斗争の主流でもあった患者運動・専門家主導の運動への批判と、この同盟に代表される体制化した労働運動の変革を目ざし、労働斗争をはっきりと労働運動の中に位置付け発展さ

せようという決意がこめられていた。そしてその後の運動の前進はこのことの正しさを証明していると思われる。

しかし、七七年以降の長期的な不況局面の中で、中小企業では倒産が相次ぎ、とりわけ全金・全港湾などの闘う戦線に対しての独占資本からの集中砲火、企業丸ごと破壊攻撃が進行する中で、「労働斗争どころではない」という鬱困気が多く、職場において出てきているのもまた現実である。しかし一方の現実として労働条件の切り下げによって、労災職

業病の激発がある。これまで労働斗争に中心的に取り組んできた部分が職場のこのような状況に正面から応えていかなければ、労働運動としての労災職業病斗争は多くの課題をかかえながらも大きなカベにつきあたると思われる。

労災職業病斗争の理論化を！

今の状況の中で、労働斗争を進めている人々の間に迷いなり躊躇があるのは、何よりも労働運動としての労働斗争についての理論的不十分さが大きな原因となっている。「認定・補償のワクに留まらない災害源除去の闘いを！」のスローガンは、患者救済運動を中心とした運動を全ての労働者の課題としていく積極的な面をもったことは事実であるが、他の側面として「反合斗争・予防斗争」と「認定・補償の闘い」というよう

に運動の形態で運動の評価を決めるような傾向が出てきたのも事実である。予防の闘いが先進的なものであることはその通りであるが、時によつては、某公害防止機器メーカーの職場環境が秀れていることや、某独占企業は安全衛生設備に数億円を費したというようなことが、劣悪な労働条件の下で全身をまっ黒にして働きながら、倒産に反対し職場を守る闘いを進めている労働者の場合より評価されるといふような問題さえ出てきている。これは極端な場合であるにしても、ここには労働運動の前進を測るものさしと労働斗争のものさしが全く別個のものになっていくことが現われている。労働運動としての労働斗争を本気で考えるのであれば、少くともこのものさしの一致をかちとる必要がある。

不況―大量首切り時代の労働斗争というテーマは、別に労働斗争の特殊な効果的な効きめを探し出すために設けたのではない。それはこれまでの運動が厳しく問われる時期でもあり

それだけにより運動のいくつかの原則について確認すべきであるということである。安全センターも結成以来五年余が経過したが、その中で積み重ねられてきた貴重な経験から、いくつかの問題について述べてみよう。

運動全体の前進・強化の観点から位置付けを！

第1には、労働運動・職場斗争についてののはっきりとした方針が確立していなければ、労働闘争についてもあいまいなものになり、その矛盾の解決も困難になるといふ点である。労働運動は多くの課題をかかえており、その中でも運動の前進と組織強化の要となる主たる問題がその状況の中で必ず存在している。そして労働闘争は基本的には主軸となるその闘いに従属するといつてもよいと思われる。この点があいまいとなれば

労働闘争の積極的な役割も一定の段階ではそのままマイナスにさえなりうるのである。例えば企業再建闘争の渦中で死亡した労働者の労災認定を組合員全体の力でかちとることは組織強化に大きな力となりうるが、組合の状況を無視した遺族の最大限補償要求は逆に組合内部に分裂と混乱をもちこむことにもなりうる。また、職業病のバクロは資本に対する鋭い告発と追及となりうるが、逆に労働者の中に発生する不安・混乱に乗じて組合組織を切り崩されていく危険性も同時に存在しているということである。運動全体の前進と組織強化という観点から労働闘争の位置付けが必要ではないかということである。

自律的モラルをかちとり全労働者の団結を！

第2には、被災者その他の労働者が

いかにして積極的な関係を作り上げていくのかということである。とりわけ被災者の療養期間が長期化していく時にはこのことは大きな問題となってくる。労働闘争の基本的な要求である「被災者保護」についても単なるブルジョワ道徳的な意味における「弱者への保護」の考え方で決定的に不十分であり、労働運動の前進に結びついた要求とはなりにくいことがこれまでの多くの経験が教えている。極端な例になるかも知れないが、資本の組合つぶしに抗して仲間とともに職場に泊りこんでいたじん肺に被災した労働者が、医師から安請を指示された時に「自分の人生はここで仲間とともに張るしかない」と言い切ったことについて、彼の不養生を責めたり、それを黙認した他の労働者が、が責めることができるだろうか。また、ある運送会社で労働者のほぼ全員が腰痛症に苦しめられている時に、労働組合は「腰が痛いといって皆がめいめいに休めば職場が守れない、長期的にみれば

腰痛にならざるを得ないまわりの状況を一つ一つ解決していくことが皆の利益を守る」として、重症者を除いて全ての労働者が職場に出て共に闘いに進んでいくことはすばらしいことではないだろうか。ここでは被災者である前に労働者としての関係を求めていく姿があるように思われる。このように被災者その他の労働者が資本の考えとは独立して、労働者の自律的なモラルをかちとり、団結していく方向の重要性が示されている。

これらの点を踏えながら労働闘争の積極的な役割について再度見直してみよう。

労働闘争の積極的役割を見直そう

資本による企業閉鎖攻撃の中で労働組が組合解散も含めて開いた大会において、数人の被災者の「ワシらは

会社のために働きそのために身体をやられた もうからないので閉鎖しては虫がおさまらない 今日からは組合の旗はワシらが守って闘うからやめる者はやめたらええ」という主張に多くの労働者は感鳴を受け、労働はその後数年にわたる長期闘争を闘い勝利した。七〇年代初期の反マル生闘争の中で、ある職場で掲げられたじん肺闘争は、職場労働者の組織力を「いつてもストがうてる」というところまで強化する大きな役割を果たした。独占資本による労働つぶしに抗しての長期争議の中で、脳卒中で死亡した一労働者の労災認定闘争の勝利は長期争議に勝利するひき金となった。全港湾の一分会における腰痛闘争の前進は二組を完全に解体させる力となった。七七年、大手自動車工場では、一労働者の労災死亡事故をきっかけに一週間に及ぶ自然発生的なストライキがまき起ったという。その他、労災事故や職業病闘争をきっかけに労働組が結成されたことも非常に多い。このように労働闘

争が労働運動に積極的な役割を果している事実は数えあげればきりがな
いともいえる。これらのことは、あ
る状況・段階においては、労働斗争
の発展が明らかに労働運動の前進と
結びついていることを示している。

以上何点かの問題について述べた

が、不況—大量首切り時代は特に労働斗争という部分ではなく労働運動
自体の質が厳しく問われる時代であ
ろう。労働者はこれまでの数多い斗
いの経験の中で、労働運動前進の力
ぎと労働斗争の積極的役割について
既に体験的には熟知しているに違

ないと思われる。今回のシリーズ特
集を通じて、これら豊富な経験を少
しても理論的なものとし、労働斗争
をより多くの労働者の闘いの武器と
することに役立てば本望である。

造船労働者の闘い

資本の本性をえぐる

御用組合の

反労働者性をバクロした

労働斗争

●全造船 鶴造分会●

鋼管独占と同盟造船重機御用組
合の支配のもとで、鶴見造船労働
者は様々な創意工夫をこらし闘い
続けてきた。その中でも特に力を
入れ成果を挙げたのが労災職業病
斗争である。(※詳細は小野君の
闘いを支援する会の機関誌に9回

にわたって連載された「鶴造にお
ける合理化と職業病」参照)

七四年、労災事故により下半身
不随となった松井氏の裁判斗争を
支援し、当時としては最高の四千
五百万円の損害賠償をかちとった
松井労災裁判。七三年、造船労働

者として初めて疲労性腰痛の労災
認定をかちとり、それに続く小野
の闘い。「腰痛を職業病と認めよ」
という小野の要求に対し、日本鋼
管は解雇をもって答えとした。(一
七四年九月)

七七年四月、小野君の闘いを支
援する会は、鋼管の仲間、造船の
仲間、地域の仲間、労災職業病を
闘う仲間を中心に結成された。会
は当初から次の2つの課題を掲げ
た。第1に、職場において労働者
支配を強める鋼管資本を包圍する
陣型をつくりあげること。第2に
は、労災職業病を地域的な課題と

してとり組む運動体を形成するた
めに活動することである。

まず第2の課題については、全
港湾の港湾病斗争と結びつく中で
七八年一月、神奈川労災職業病セ
ンター発足として結実した。セン
ターの発展は、七八年十月神奈川
被災労働者の会を生み出し、さら
には労働者診療所の建設へと向っ
ている。

七八年九月、仕事中に心筋硬ソ
クで亡くなった鶴造の社外工佐野
さんの労災認定は鶴造労働者とセ
ンターの協力の成果といえる。

さて第1の課題である職場の斗
いについては言うまでもなく、七
九年二月、全造船鋼管鶴造分会の
旗上げてある。造船不況―首切り
合理化が進行する中で、「一人の
首切りも許さない」を旗印にした
労働組合の誕生、これに恐怖した
鋼管資本と御用組合はユニオンシ
ョブ協定をたてに、分会員全員を
解雇（三月）。この中にはケンシ

ョウ炎の労災認定を受け、現在も
通院休業中の労働者（分会村山書
記長）がいる。労働者の団結権を
否定し、労基法19条をふみにじる
鋼管の横暴は社会的にも許される
ものではない。

鶴造労働者が労災職業病斗争を
重視してきたのは、合理化の下で
の命や健康の破壊という現実から
始まっている。「奪われた健康を
資本への怒りに向けて」この斗い
は資本の本性をえぐり、御用組合
の反労働者性を暴露した。その意
味で、労災職業病斗争は独占資本
に切り込む積極的・攻撃的な役割
を担うものであった。

「去るも地獄、残るも地獄」こ
の不況下、職場では労働条件は切
り下げられ、資本の労働者支配が
強まる中で、労災職業病斗争はさ
らに重要なものとなってきている。

放射線は微量 でもあぶない

ムラサキツユクサの証言

日本消費者連盟 発行 市川定夫 編

（連絡先）東京都目黒区中目黒 3-13-29

(TEL) 03-719-3922

¥ 400 (送料 200円)



パンフレット
紹介

職業病認定問題に関する全国連絡会議

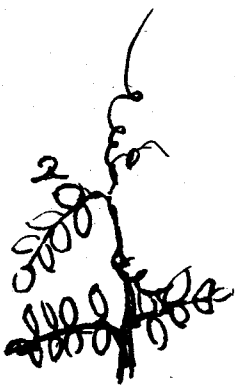
5.13 第1回全国集会を開催

200名をこえる結集で活発な討論

昨年の10月15日、大阪の部落解放センターにおいて、職業病認定問題に関する全国連絡会議の正式発足がかちとられたが、「連絡会議」の第一回全国集会が5月13日に、同じ部落解放センターにおいて行われた。午前中の全体集会、及び午後の分科会を通じて、二百人を超える労働者・被災者・専門家・学生などが結集し、活発な討論を行った。

全体集会では、北部九州労働者安全センターの村田氏から5月56日に行われた「九州労災職業病斗争交流団結合宿」の報告、東京被災者交流会から前日12の全国被災労働者集会の報告などがあった。後、岡山大学衛生学教室の青山氏から「労災職業病斗争の前進めざして」と題して約一時間にわたる記念講演が行われた。青山氏は講演の中で、労災保険法体制が労働者救済でなく企業救済法であるという点を明らかにして労災認定斗

争の役割を考えるべきであることなど、労災斗争の根幹にかかわる諸問題についての提起が行われた。昼食をはさんで午後からは(1)頸腕・腰痛等運動器の疾病(2)じん肺・諸中毒(3)振動・騒音障害の各分科会に別れての討論が行われた。集会終了後行われた世話人・分科会の司会者等による総括会議では、集会参加者は認定問題のノウハウを求めているわけではなく、労災斗争の基本的な方向や、認定斗争の役割など、運動のあり方全般についての討論を望んでいるとの指摘もあり、今秋岡山で予定されている次回集会では、青山氏の講演を一つのたたき台として、運動全般についての討論もできるように準備を進めていくことが確認された。



第1分科会

ケイワン・腰痛等 運動器系疾患

「頸腕・腰痛等運動器の疾病」

をテーマとする第1分科会は、今井・柳森・青山の各氏を助言者とし、会場からあふれる程の約九〇名の参加を得て行われた。

助言者からは、「頸腕・腰痛等は作業による疲労とその蓄積が原因であり、現われ方は様々であるにかかわらず、認定基準は職種・病名による制限・切り捨てを行っている。そして労基行政は全体としての業務量の多さ・労働条件の悪さを軽視するばかりではなく、その情報も企業側に依存して判断しているのが実態である。さらに思いつきの・場あたりの認定がまかり通って、個々の例に一貫性がほとんどみられないというように認定における政治的配慮・判断がある。こういう実態に対し、労働

者側から認定に関する論理をうち出す必要があるし、認定要求に終始するのではなく、職場労働条件の改善等の予防活動をもっと強化する方向が重視されねばならないのではないか」との問題提起が出され、これに対応する形で各地からの斗争報告が行われた。

あかね保育園労組、愛知労災職業病連絡会、兵庫県福祉労働組合からの報告でも、認定斗争における行政の対応一つまり、職場の労働実態、被災者の実際の症状をもとにして、申請の内容に沿って認定が行われるのではなく、何とか認定基準なり労働省の定めるワクにおし込める形で認定が出されてきたという怪論が述べられた。（例えば、保母の腰痛は認めても、頸腕は全て却下、頸腕で労災申請

しても認定された病名が背部痛というような例もある）同様に、大阪市職労弘済院支部、全通の労働者、京都市役所の労働者から、職業性の（慢性の）腰痛や頸腕はすぐに本部協議事項として中央に上がり、その上判断が出るまで非常に長期にわたり、認定そのものを取る事が困難であること、また管理者が認定権者であるという認定制度自体の欺マンなど、公務員労働者の置かれている状況についての報告があった。その他、職場復帰など労災認定後の課題についても提起・質問があい次いだ。

なかでも、全港湾米穀運送分会の、何よりもまず職場の労働実態をしっかりとつかみ、行政側にもそれを確認させることから斗いは始まるという点、労災認定された労働者が職場から離れないように、最重症者を除いては皆休ませず、組合で責任をもって仕事の段取りも決めるなど、職業病問題を被災者の補償要求に留まらせず常に組

合員全体の課題の中に位置づけるよう努力している点、職場内に健康器具を置いたり、自主健診を行う等、健康管理にも組合として種

々工夫しているなどの経験は、各地の斗争報告・質問に示唆を与えるものとして注目された。

その他北部九州安全センター、

神戸港での港湾病認定斗争の現状報告なども行われ、時間不足が惜しまれる中で分科会を終えた。

第2分科会

じん肺・諸中毒

座長村田氏（北九洲安全センター）

団体は次の通り。

（神戸診療所）の各氏として、約六〇名の参加で第2分科会「じん肺・諸中毒」が行われた。

まず二人の助言者から、それぞれ、じん肺法定後の斗いが後退していること、鉛中毒・エポキシ樹脂中毒についての事例の報告から、現行の許容濃度が全く実際に則さないものであることが提起された。

◎京滋じん肺患者同盟◎日化工
クロム禍被害者の会◎合化労連
昭和電極労組◎阪南被災者の会
◎全港湾大阪港支部、◎全造船
佐野安分会◎旧松尾鉦山被害者の会◎大阪地域合同労組植田マ
ンカン分会

その後、参加した各運動体からの発言を受け、その都度問題点を指摘し合い、かなり充実した分科会が運営されていた。発言

これらの団体の発言を中心とした分科会は、各々の立場からの貴重な斗いの経験の交流と互いに激励が飛びかうと同時に、今後の斗いの困難さを提起することを忘れてはいなかった。

労働行政ますます反動化する

中で、敵側からの攻撃というのは労働者側よりも先を見通した形でかけられている。それを上回る連帯や団結した斗いが我々の側に求められている。例えば、労働者の健康を守る斗いは、本工防衛だけでは原点を誤まるものであり、資本側の積極的な労災かくしや、分断攻撃―下層労働者への転嫁という状況をはっきりと見すえた斗いが必要であり、このことは本工―下請の関係に限らず、自分の職場さえよければという発想を超えた労働者全体の問題としてとらえなければならぬという事に繋がってくるということ。

さらに、中毒患者救済の斗いは労災認定後の裁判を通じて、企業責任・国の責任追及へと進んでいることが大きな特徴である。裁判

斗争は絶対に勝利しなければなら
ないし、これは今後の斗いの重要
な攻防の環になってくる課題であ
るといふことが提起された。

その他、特に港湾労働者の特徴
的な問題として、健康診断のあり

方が取りあげられた。企業が健診

をサボッているだけでなく、労働

者の方から受診を拒否するという

現状があることである。しかし、

これらに対しては「病気の宣言」

を恐れることなく、斗いの中で自

分の体のことをよく知り、予防の

活動を続けることによって「病気」

を克服できるという確信で、この

状況を変革していく必要があると

いふことが確認されていた。

以下の様になります。

まず第1に、騒音・振動障害の

とらえ方については、単に騒音

難聴、振動、白ロウ病というとら

え方は誤りを生じること。騒音に

よる影響は、難聴だけでなく、め

まい・耳鳴り・自律神経失調・胃

腸障害・精神障害等々、全身に及

ぶものであること。振動による影

響も、手指のみに限定されるもの

ではなく、循環器を含め全身に影

響が出てくる。また、低周波振動

もストレスとして、肉体的・精神

的に体をむしばむこと。この様に

様々な形で影響が現われるため、

労働者の声を注意深く、また、固

定観念を捨てて総合的に推察・構

成すべきである。との考えが多く

3分科会

騒音・振動障害

第3分科会「騒音・振動障害」

は午後一時過ぎから始まり、職場
からの報告と真剣な討論が行われ
ました。座長は国労新幹線大阪保
線所分会の森村氏、助言者として
は北摂労働対の豊田氏、南大阪労
働者診療所の松浦氏、広島労働研
の宇土氏が出席されました。

最初に職場からの報告として、
全金大阪亜鉛支部より、会社更生
法適用下における様々な矛盾を克
服し、生命と健康を守る斗いの中
で数名の騒音による業務上認定を

かち取ったことが報告された。兵

庫安全センターからは、振動障害

による白ロウ病斗争、国労新幹線

保線所分会及び京大工学部衛生よ

り、保線作業が夜間の作業であり

バラストを扱うため、粉じんが多

く、タイタンパーの騒音等非常に

悪い労働条件の下にあること、そ

してその中で騒音・じん肺斗争を

進めていること、等々の報告があ

りました。

その後討論に入りましたが、そ
の内容を大要にまとめてみますと

の方から出されました。

そして、現在、医者・指定病院等資本の側がカルテや定期健診の資料を独占しているが、前述の職業病親に立って、自らの健康状態を自らの手でつかむために、自主健診をする等、労働者の立場に立つ専門家と共に自らの資料を作らねばならないということです。

また、基本的には、職業病とは資本の合理化・労働強化に根拠があり、行政闘争と共に、職場の学

習会、労働環境・設備の改善、就業時間の短縮等々を通じて資本の責任を追及する闘いが組まれなければなりません。

認定問題に関しては、組合が非協力的で、会社が圧力をかけてくる中で、被災労働者個人が資料を集め、労基署員を職場に呼ぶ等突っこんだ、また、徹底した突き上げにより認定を勝ち取ったとの意見に示されている様に、職場の状況を労働者が納得する範囲でまと

めた自己意見書は非常に重要で、治療に関しては、従来の治療法以外に、針灸治療・漢方薬治療も相当効果が期待できるとのことです。

出された意見を要約すると以上の様になりました。
今後この分科会がさらに発展し深まることと望まれます。

4月の新聞記事から

(3月26日以降の分)
も含む

3・26 新潟のクラレ中条工場で、点検・清掃作業中の下請労働者が機械内にと

いこめられ、チツ素がスで窒息死

3・28

熊本・鹿耳島の公営健康被害認定審査会で棄却にはった患者・家族のチツ素への損害賠償請求水俣病など2次訴訟で患者側勝利

3・28

アメリカ・スリーマイル島で原発が最悪の重大事故

3・30

電話線の仮復旧工事中、才2次山崩れで死した公社職員遺族の、公社に対する控訴審で、大阪高裁は「危険性は察知できた」と公社敗訴の判決

3・31

高さ8mの電柱で変圧器増設作業中、電柱が折れ、作業員1人死74人が被災重傷障害者の社会復帰対策を検討してきた「リハビリ研究会」が最終報告を労働省労基局長に提出

4・3 大阪・美原町の頑具花火工場で火薬
粒が爆発。3人がけが

・原研労組が原子力安全委員会の原研
安全性談話を批判、抗議文書を提出

4・4 東海村原子力研究所で、実験中の使
用済み核燃料が爆発

・東海村動燃再処理施設で、ポンプの
修理中の作業員が被曝

・住重労組は、希望退職者に月20万を
限度の生活援助、就職あっせん等の
救済制度を發足

4・5 スモン患者のハリ、灸治療を公費だ
けで行うことに、大阪スモンの会と
大阪の鍼灸・マッサージ師の団体で
合意

4・6 スリーマイル島原発事故で、住民4
人が、半徑32km以内の住民に20年間
年4回の定期健診を行うことを会社
に要求して提訴

4・9 高石市の豊野石油で配管切断作業中
がソリンが爆発

4・10 退職勧告に応じないと解雇された全
造船佐野造船分会員9人が、解

右上から

雇は分会に對する不当労働行為として
て仮処分申請を提出

4・12 中之島の地下野水タンクで塗装作業中
の3人がシンナー中毒で倒れる

・泉南の京大原子炉実験所用辺の小川の
泥のラコバルト60を検出

4・15 北海道電力発電所内工事現場で排水ト
ンネル補修工事中天井が崩れ、下請作
業員3人が死亡

4・23 大阪地裁で「大阪市は、務員の日・宿
直勤務に超勤手当を支払え」との判決

・大阪市社会福祉審議会が「日雇労働者
救済の特別措置法制定を」との内容の
答申を市長に提出

・ガス管理設工事現場でパワートリショベル
が背中にあたり作業員が死亡

・佐野造船大岩代のじん肺訴訟で、大
阪地裁は会社に慰謝料支払い命令判決

4・28

福井労基局は5月中に下請も含めた原
発労働者の避難訓練を実施するよう
電力会社に指示。又、電力会社を、労
安法上の事業発注者から元方事業者に
規定して、法的にも従業員安全管理
を義務づけたら意向で労働者に申入れ

右下へ

九四五号通達粉砕の闘いへの御支援

ありがとうございますございました

大阪府被災労働者同盟 会長 出口 静雄

皆様方の益々の御活躍に心からの敬意を表します。

さて今宵、大基発九四五号によって大阪労働基準局より私達に加えられた弾圧問題について、当面の結着が過ぎましたので、皆様方の暖かい御支援に対して御礼方々報告申し上げます。

私達はこの間、何回となくびらまき、抗議行動、対話の申し入れと闘いを強めてまいりました。今年一月の「定期報告書」問題についても九四五号粉砕の闘いと結びつけて闘いを組んでまいりました。その中で、府下の監督署において私達の主張に共感する職員の層も拡大してきました。また八月七日事件のき

かけになった同盟員野本一男の賃金補正問題も当初関わった社労士に誤りを認めさせ本人の主張に基づいて是正一步手前のところまでこぎつけました。九ヶ月に及ぶ闘いの中で、私達の主張の正しさを職員にも一定拡大し、部分的には通達粉砕を勝ちとることに成功しました。

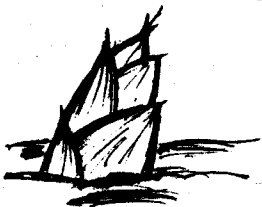
そこで今年四月、闘いの成果を総括し、小さく謝り、大きく反撃することを全員で確認し、四月二四日西監督署におもむき、謝罪をしてまいりました。

その後四月二九日、大阪局より口頭で大基局九四五号は撤回するとの旨を伝えられ、ここに一応の結着をみることになりました。

「定期報告書」問題をかかえ、困難な中ではありますが、闘いの中で勝ちとった成果をバネに今後より大きく反撃の闘いに取りくんでまいりたいと思っております。

皆様方の暖かい御支援のもとに闘いに取りくめたことを心より感謝申し上げますと共に今後とも私達に対して御指導、御助力をよろしくお願い申し上げます。

一九七九年五月十五日



前線から

西 成

大岩氏じん肺民事訴訟勝利

じん肺は会社の責任

●全造船 佐野安船渠分会 ●

4月23日、大阪地裁において、佐野安船渠大岩さんのじん肺民事訴訟の判決が出された。

「被告佐野安船渠株式会社は原告大岩氏に対し慰謝料、一〇〇万円を支払え」というのが主な内容である。

会社は「大岩さんが粉じん作業に従事する時間は短かく、粉じんにさらされる機会は比較的少なかった。又、会社は換気等作業環

境について適切な措置を講じてきた。更に、結核治癒後の管理区分決定において、大阪局の決定を不服として審査請求したところ、中央じん肺審査会から「×線写真にじん肺所見は認められない」との意見を得たが、これは鑑定人横山邦彦氏の意見とも一致する。従って大岩氏はじん肺にかかっておらず、結核になつたのは本人の責任であり、会社に安全配慮義務違反はない」との全面的に争う主張を続けていた。しかし、裁判長は争いのある事

実関係についてはずべて「会社側証人の証言はたやすく信用できない」として、原告の主張を採用し、前述の判決を下したものである。

幸い大岩氏の病後経過がよく原職復帰でき、程結核は回復したと、会社からの休業補償が一定あったことから慰謝料は大巾に減額されたが、主張のほぼ全てが認められた勝訴といえよう。

大阪

4*26 定期報告問題で同交渉 紋切り型答弁の くり返しで 平行線

4月26日、全港湾大阪支部、大阪港支部、建設支部、全国一般合

労働大生協支部、地域合同佐野安下請支部、南大阪労働者診療所。

関西労働者安全センターの、2月7日付で大阪労基局へ交渉申入れを行な、たゞ団体は、大阪労基局労災管理課と「定期報告書」の向題についての交渉を行つた。

交渉は冒頭から定期報告書の目的についての論議となり、「届書」と報告書は実質的には同じ目的のものではないのか」とする戒方に

対して、局側は「根拠となる法律が違つていふこと、及び報告書は症状の的確な把握が目的」と、紋切り型の答弁をくり返すのみで、最後まで交渉は平行線に終わり、労働省が定期報告書問題についてその法的根拠や目的など制度問題にかかわる点については徹底した防衛線をひいていふことが明らかになつた。

未提出者に対する差止め処分を武器にして定期報告問題では中央突破の強硬方針の労働省に對して、今後80年法「改正」斗争と結びつけて、より広範な反撃の戦線を作りあげていかなければならぬだろう。



口守 4.20 口守監督署交渉 診断サーピスの 実態バク口

去る4月20日午後1時より口守監督署において、植田マンカン分会をはじめ、植田マン

カン労災斗争を支援する人達を結集して、15日の継続交渉が行なわれた。15日交渉については59号参照）

予定の課題に入る前に「定期報告」問題に關して、この間の行政の対応を追及、同時に被災者の現状を考慮し、けつして本人の不利をにしないうよう密請した。交渉において、以前より問題になつて来た「診断サーピス」の報告（労災病院内科清水医師担当）については、「神経系検査は清水が直接行つていない。直接検査した医師とは会へなかつた」と、最も問題にすべき検査の方法や内容は全く明らかにされなかつた。これは重大な問題である。つまり、神経系検査の結果が異常であつたか否かという結論など、それだけではいくらでも後から書き加えることができるからである。竹森氏自身はそんな検査を受けた記憶などないのだから、全国でマンカン中毒被災者は20名程いるが、臨床経験のある医師は数人しかいない。行政は「診断サーピス」ということによつて、あるいは専門家であるということだけで、マンカン中

審の實際を知らない医師を指定し、その結果を最大限尊重し、あげくの果に被災者を無惨にも切り捨ててきている。この実態が暴露された。

最後には署長も「診断サービスマンが全くズサンであったことを認めざるを得なかった。この責任追及をのりかためるために、行政側がどんな手を打とうとしているのか、彼らの意図はもはや明らかである。竹森氏の労災認定と引き換えに「診断サービスマン」の欠陥を隠蔽しようということがある。だが、この斗いは認定によって終わるものではない。竹森さんの認定を早期に勝ち取ることに、行政の居直りを許さず、同じ苦しみを被災者が押しつけられることをきつぱり拒否し、今後も責任追及の手をゆるめてはならない。

次回は6月22日、①竹森氏の認定の件、②

被災者を車イスで参加

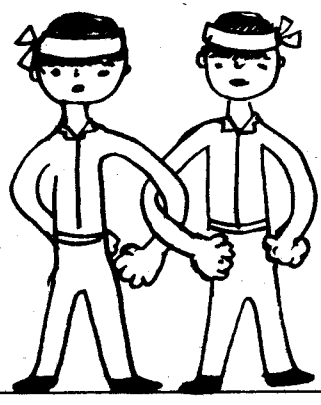
大東 第2回地区ミーティング

4月29日、地域合同労組植田マンカン分会や全大阪合同労組などで作っている大東四条職域ミーティング実行委主催で、第2回目の地域ミーティングが行なわれた。当日の会場である大東市民会館には地域から約100名の市民労働者が参加した。集会では、植田マン

カン労働者、大阪府被災労働者同盟、市職員の三里塚処分と闘うケループ、労基法改悪に反対する婦人労働者などからそれぞれアピールがあり、客席センターからは5月12日の全国被災者集会、及び日本の職業病の全国連絡会議の集会のアピールを行った。最後に、

植田マンカン斗争完全勝利、「元号法制化阻止」「労基法改悪反対」民事執行法粉碎、「韓国民主化斗争と連帯しよう」などのスローガンを確認したあと、車イスの被災者も含めて約2kmのコースを2時間弱かけてデモを貫徹した。

植田マンカン斗争など地域の斗いの発展から、力の弱いもの同志のスクラムで斗いの統一を掲げて始まったこの地域ミーティングは、今後も地域労働者の交流共闘の場として大きな役割を果たしていくだろう。



三年に入ってから
此花地域に斗う労働者
の共同事務所を作ろう
という活動

が進められ
ていたが、
5月に入っ
てから一気
に具体化が
進んだ。

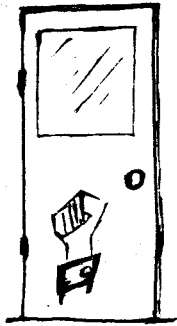
此花地域
は大阪の中
でもとりぬ
け独占企業
の支配力が
強い地域で
あり、その
下での労働
運動は非常
に困難な状
況である。

しかし、住友電工の
有志など、少数派では
あっても力強い闘いを

西九条に斗う労働者の 共同事務所を

此花

する予定になっている。



続けている労働者は多
く、これらの人々の力
を結集していくために
も、共闘・交
流の場の必要
性が主張され
ていた。

事務所（仮
称・此花労働
者センター）
は、労働者の
生命と健康を
守るための決
点として、及
び地域の労働
者の交流とい
うことを中心
として機能し
ていくことに
なるが、6月
初旬には南所

阿倍野

「業務外」で労基署直り いかに労働者の 心筋硬塞死

5月2日、阿倍野労
基署は、全港湾大阪支
部大阪港いかに分会の
元組合員である寺岡一
介の心筋硬塞死に
ついて、「業務との因
果関係がない」として
業務外の決定を行なっ
た。

月に労災申請して
から3ヶ月、全港湾、
安全センターは数回の
交渉を行ってきたが、
これまで労基署側は内
容のある話は一切せず、
調査が一応終了した4
月段階でも「専門医の
意見を聞いているから
話し合っても無意味」と
、事実上交渉を拒否

してきた。また、組合
側の「決定を行なう前
に必ず話し合いをせよ」
との要求に対して、
5月2日に一介の交渉の
席は設けたものの、交
渉が始まって由もなく
署長は、「とにかく業
務外である。今から印
をつくしと、逃げるよ
うに署長室にかけこむ
に至っては、全く労働
組合等の意見を聞こう
ともしない態度といえ
る。

これらの事態に怒っ
たいかに労働者を中心
に、全港湾は5月16日
に交渉を行ったが、労
働者の追及に何ら説得

東大阪

再調査の結果は

「業務上」

支援の斗いを実る

カのある説明もできず、もう認定をしたのだからどうしようもない。と署側は全く理由にもならない理由で居直っているのである。

前に逆もどりしたようだと、行政の反労働者的姿勢に怒ると同時に、今後の反撃に向けて体制を準備中である。

全港湾では、「10年



機関誌前号 (No. 60) ても報告したように、東大阪労基署は阪南中央病院に入院中である山下氏の脳血栓症の業務外決定につき、3月22日に再調査の約束をしていたが、5月中旬改めて「業務上」の決定を行なった。

この斗いは、労災認

定の向題が単に医者や専門家の意見の妥当性という事だけでなく労働行政の基本的な姿勢によるものであることとしてそれを左右するのは労働者人民の力であることを改めて浮き彫りにした斗いであり、今後の認定斗争に大きな教訓となるものだろう。

丁さんは73年から75年までアルバイトでスパーマーケットに勤めていたが、その間に頸腕にかかり、労災の申請はしたがそのまま放置されていた。私達が丁さんと共に3月下旬、所轄の京都下監督署におもむくと、以前の申請書類が全くないとのことだった。当時、地労委にも丁さんの向題があがっており、丁さんの労災向題は職場の労働者から注目されていただけに行政の怠慢からおこったこの向題を徹底的に糾明するため、5月10日

?????...

見つけた 申請書

労基署が全面謝罪

京都

たこと、当時の地労委の提訴に対して労働者の側の不利益になつたこと、全面的謝罪を得た。

再度京都下監督署におしかけた。署長以下関係職員を糾弾していった所、以前の書類が出たので謝らせてほしいとのことであつた。私達は、通り一遍の謝罪では済まないと思ひ、文書謝罪に合意させた。丁さんの労災事務処理の過程で会社の意見をもとに行政判断をしたこと、丁さんに精神的肉体的苦痛を与えたこと、当時の地労委の提訴に対して労働者の側の不利益になつたこと、全面的謝罪を得た。

5月5、6日

九州労災職業病斗争

交流団結合宿開催

5月5、6日 門司

港の港湾センターで、
 第1回の九州労災職業
 病斗争交流団結合宿が
 開催された。この結合
 宿は九州住居斗争を派
 結合宿の一分科会であ
 る労災職業病斗争の分
 科会が独立したもので、
 当日は、南東・南西・
 岡山など九州以外の参
 加も含め、60名以上の
 参加者があった。
 主催者として村田代
 (女部九州労働者安全
 センター)が基調報告
 を行ない、長期化する
 不況の中で、労働運動
 の質が回わっているが、
 労災職業病斗争を再度

労働運動の中で抱え直
 す必要があり、資本・
 行政の反動化に共同の
 闘いが急務となり、こ
 れをそのために、この
 結合宿を共に闘うための
 布石にしていこうとの
 提起があった。
 その後基調講演に務
 り、不況下の労災職
 業病斗争の課題と展望
 というテーマで国労大
 阪新幹線支部の森村代
 が講演を行ない、代
 は、労災職業病斗争の
 基本は災害源除去にあ
 ること、闘いの主体は
 労働者であり、職場は
 職場であること、など
 労災職業病斗争の原則

き、三池・国労などの
 闘いを引用しながら提
 起された。
 基調をうけて、分科
 会は①労働運動の中
 での労災職業病斗争、
 ②労災職業病斗争の
 現実的課題、③被災
 者・家族の闘い、④
 労災職業病斗争と住民
 斗争、の4つにわけて
 2日間に行なったり行な
 った。
 第1分科会では、新
 日鉄・長船・西鉄など
 民間大手企業の中で資
 本が安全衛生法を先び
 りして安全対策をすす
 め、これを労務管理に
 利用している実態が報
 告され、長期労組・西
 鉄労職対の闘い、全港
 湾、国労などの体験が
 報告された。
 第2分科会では、千
 ヲ水俣工場における
 塩ビモノマー中毒、松

尾鹿鉱山のヒ素中毒、
 西鉄ワシマンバスの脳
 卒中死の問題などが報
 告され、これらの闘い
 を共同して闘って行く
 ことが確認された。
 分科会終了後再度全
 体集会が行われ、各
 分科会の報告と共にこ
 の結合宿の成果を確認し、
 九州の労災職業病斗争
 の交流を更におし進め
 て資本・労働行政の反
 動化に対し、労災職業
 病斗争における全国戦
 線をつくりあげていく
 ことを確認して2日間
 にわたる結合宿を終えた。



南大阪

南大阪労働者診療所

増築完成

4/21 新館で祝賀会

4月21日 南大阪労働者診療所新館4階に於いて、診療所の増築完成の祝賀会が行なわれ、運営委員会幹事、顧問、診療所職員などを中心にして約50名が参加した。

顧問である全港湾南西地本委員長の山本敬一氏は「全港湾も労災職業病斗争が大きく前進してきた。南大阪での成功を教訓にして他の地域にも労働者の医療機関を作っていくことも必要」と訴えられた。又、運営委員会委員長である全金大阪支部支部の橋井氏からは「労働者診療所を今後ますます地域労働者の生命と健康を守る運動の拠点として発展させていかねばならぬ」との決意が語られた。各組織からの挨拶をうけた後、所長の松浦氏が「診療所が短期間でこいだけ発展できたのは地域労働者の支援協力があればこそであり、診療所も本格的に運動を進めていく基盤がようやく整ってきた」と報告した。

全港湾大阪支部安全委員長の登氏の音頭でカンパイ、酒を飲みながら、斗争の苦闘をしばらく忘れてのなやかな祝賀会であった。

健診部だより 組合結成大会に参加して

先日、大正区の小さなメッキ工場の労働組合結成大会に行ってきた。勇気をふるって、また長年の積り積った怒りを抱えて組合結成に参加した人々は、少人数ではあれ、文字に表わしきれない熱いものを私に感じさせた。定時制高校に通う15才の労働者、工場で労災になつて入院中のお、ちゃんも病院の許可をとってケカと斗いながら奥さんに付添われ参加していた。20数年勤務しながら新しく入社した仲間より賃金が低いというが、くくりするような事実を怒りをこめてしゃべる労働者……

組合規約の採択、組合掲示板や組合事務所設置等の要求決定・役員を選出するというふうに参加は進行したが、組合員にとっては、一一つの事が「初体験」であり、すがすがしい決意がにじみ出ている。組合費徴収は給料日の翌日（給料袋の封を切らずに奥さんに渡すため？）という決定もされた。私自身、労働運動をやり始めてたつたの10年程だが、最近階級で斗っているような面が多く出てきているので、この機会に初心をとり戻そうと思つた。

この初々しい労働組合にも幾多の試練が待ち受けているだろうが、大衆的な、原則的な「当り前の労働組合」として発展されたいことを願って会場を出た。

5/12 全国被災労働者集会

全被災者の共同の斗いで 労働行政の反動化阻止へ

5月12日、大阪の都落解放センターで全国被災労働者集会が行われた。東京、神奈川の被災者交流会の主催で、1976年以降、労災保険法改悪反対の斗いに取り組んできた各地の被災者組織、個人が結集した。東京・神奈川・静岡・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・九州の各地から初めての全国集会を成功させるべく、多くの被災者が結集し、総数200名以上の参加者になった。

神奈川被災者交流会、大阪府被災労働者同盟の司会で集会は行われ、基調提起の後、全

港湾神戸支部の平坂春雄氏の記念講演が行われた。

平坂氏は、20年以上に及ぶ神戸支部の斗いの中から、未組織労働者がどのようにして団結していったか、資本・労働行政とどのように闘ってきたか、などを話され、被災労働者の斗いに大いなる勇気と教訓を与えるすばらしい講演であった。

その後、各地の斗いの報告をうけ、80年労災法改正に向けて、全国の被災労働者の共同の斗いを推し進めることを確認して散会した。

●集會に参加して●●●●●

斗いの重要性を再認識

大阪府被災労働者同盟員 (S.Y.)

1976年からの労災保険法改悪阻止運動が関東・関西を中心に、1年金移行による首切り反対、1年金範囲の拡大によるクビ切



りの為の政省令化反対運動へ
と進む中で、「傷病補償年金
るいわけのための届書しが全国
一斉に送付され、行政の反動化
はむくむくと頭をもち上げてき

ました。

その後「定期報告」が送付さ
れ、目的も「年金へのふるいわけ
けしから「被災者（1年半以上
の休業をしている者）全員の症
状の把握」と拡大され、提出拒
否をするものには、「休業補償
の差止め」という許しがたい措
置をとってきました。また、提
出者の中でケイワン・腰痛・ム
チ打ちまでが年金移行するとい
う、資本・労働者の意思を露骨
に現わしてきました。

10ヶ月にわたりに生活費を差し
押さえられている仲間を先頭に
運動が盛り上がってきました。
そういう状況の中で第1回全
国被災労働者集会在開かれ、満
場の熱気の中で集会は進められ
ていきました。全国各地より集
まってきた被災者から、地方で
のズサンな行政の実態や斗争の
経過、今後の目標などが説明さ
れました。また、東京からの生
生しい斗争経過報告には、全国
の被災者がおどろき、我々もが
んばらなければならぬと感じ

たことと思います。

- ◎被災労働者の首切りに加担す
る労働行政を許さないぞ!!
 - ◎生活を破壊する休業補償の差
し止めを許さないぞ!!
 - (症状報告書の強要はやめろ)
 - (定期報告書の目的は年金の
ふるいわけにかぎれ)
 - ◎労働省は企業責任形がい化に
加担するな!!
 - ・労基法からの「災害補償」
条項切り離し策動を許すな!
 - ・被災労働者の完全補償・職
場復帰を保障せよ!
- というスローガンを全員が自分
のものとし、また、定期報告向
題の重要性を新たに認識し、各
地で大きな運動がまきおこるも
のと思えます。その意味あいか
ら、全国集会の価値はたいへん
大きなものと思えます。
- 最後に、主催者の人達に心か
らの感謝を述べておきたいと思
います。



★から★の★感

◆◆兵福労の斗いに支援・連帯を◆◆

職業病裁判が一回公判開かる

兵庫県社会福祉労働組合

ハンディキャップを持つた人の介護にたづなをかける仕事をしていて腰痛・頸肩腕症などの職業病にかかっていた。ところが、休むことが出来ず、たまたま医師の休診を必要とする旨の診断書を書いてもらった。ところが、この診断書が、今までの通り働け、お前らは園生をクイモノにしている、とあらん限りの暴言を吐き、理事会は労働を強制した。

兵庫県の西宮市・六甲の山並をめぐり、武庫川の流氷にのびる重なり、心身障害施設、砂子療育園（園生約120名、介護労働者約30名、経営は社会福祉法人・甲

山福祉センター、理事長は吉富長輔。近年、累積4億円という赤字の責任を障害者と労働者に押しつける大合理化作戦を進めている。すなわち、砂子療育園を移転させ、同経営の甲山学園を廃園させようと画策している。その跡地の買手は、近年関西で着々と規模を拡大しつつある兵庫医科大学である。医療資本兵庫医大との斗いでもある。兵庫医大との斗いでもある。その砂子療育園の保母助手浦中ケイ子さんと西岡ときわさんの2人は、こうした理事会の職業病者切り捨て弾圧に抗し、昨年度処分裁判をおこし、わずかに1ヶ月余りで全面勝訴した。その全面勝訴をふまえて、今年1月2日に受けていた懲戒処分は無効を求めて本訴をおこした。

その第1回公判が去る4月27日午後1時より神戸地裁尼崎支部において開かれた。当日は阪神間の労災職業病を闘う多くの団体が結集し、支援・連帯のアピールを寄せ、悪い理事長に怒りのシュプレヒコールをあげた。関西労働者安全センター、兵庫県労働者安全センター、尼崎労働安全衛生対策会議、神戸被災者交流会、阪神合同労組、関西社会福祉共闘会議など総勢約50名がぎっしりと傍聴席をうづめた。

『日をまちがえた』と不出廷

敗訴をみこし
ヤル気ない理事会

ところの定刻になっても肝心の理事会側は一向に姿を現わさない。どうしたのかと電話をしたら、「期日をまちがえていました」と平謝り。理事会は、口で

は強がりと言いながらびの底では全面敗訴を覚悟して全くヤル気がないのである。そう言えば、昨年仮処分の審問のあった日、理事會側の弁護士が「ほんまにこの前に寄ってきて、「ほんまに意まらん裁判やなあ。理事會は意地をはりすぎますよ。ハハハ」と、のたまったのである。」

甲山福祉センター理事會・砂子療育園当局は、職業病の大発生（労働者の3分の2は何らかの症状を訴えている）という事態の重大さを解決するという運命責任者としての責務を放棄し、逆に患者へのイヤミ・脅迫をくり返し、職業病患者を切り捨て退職に追いこむことを唯一の方針としている。赤字解消のためのセンター再編、成大合理化の前の哨戦として……

我々兵庫労は、職業病発生の基本的問題を解決するため、腰痛者弾圧の頂点としてある浦中さん・西岡さんの闘いを全力で闘い抜く決意である。

4月分会計報告

支出

事務費	95811	㊶
機関誌	44240	㊸
活動費	384587	㊹
郵送費	19510	㊺
人件費	310000	㊻
計	854148	

収入

会費	158300
機関誌	66349
カンパ	112300
資料	5000
パンフ	27100
計	369049
4月分収支	-485099
3月からの くりし	828647
5月への くりし	343548

- (註)
- ① パンフ印刷代立替分の一部返金(20000)を含む
 - ② 4月分部屋代、共益費、ガス、新聞、3月分電気、電紙等事務用品、タイプライター、縦打活字盤等
 - ③ 3月号印刷代
 - ④ 2月分、3月分社保料、3月分電話、資料購読料、東京出張(2人)、此花事務所賃付(2000円)、此花事務所負担金(1000円)、活動・通勤交通費
 - ⑤ 印字、手紙替字数料
 - ⑥ 4月分人件費(アルバイト料も含む)5人分

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
 大阪市北区天満橋3-5-28